

# 介護人材確保対策の抜本強化に向けた提言

2025年に向けた介護人材確保対策として、国・地方が様々な対策を講じているところであるが、介護関連職種の有効求人倍率はますます上昇を続けており、依然として事態は改善されていない。

介護人材の参入促進はもとより、定着を図るための施策をこれまで以上に強力で推進しなければ、自宅や施設等で適切な介護サービスを受けることができない要介護者を増加させるだけでなく、介護保険制度の崩壊にもつながりかねない。

については、介護人材確保対策の抜本強化に向け、以下の事項を提言する。

## 1 多様な人材確保と人材育成

### (1) 介護への理解とイメージアップ

- ・介護職は、超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」というイメージが定着し、新たな人材の参入を妨げる要因の一つとなっている。そのため、広く国民に対し、介護の仕事に関する正しい理解とイメージアップを図るとともに、潜在的な介護有資格者呼び戻しを図るための施策を強力で推進すること。
- ・新中学校学習指導要領技術・家庭科において「介護」に関する内容の充実が図られたところであるが、教育の場において、介護の仕事の役割と重要性が正しく理解されるよう、小・中・高等学校（特別支援学校も含む。）において高齢者と接する機会を設けたり、福祉施設等を見学するなどの体験授業を組み入れ、若年のうちから意識啓発を図るなど、文部科学省との連携を更に強化すること。
- ・若年世代からの介護職参入を促進するため、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士等の資格を取得する場合には、科目免除をする等のインセンティブを検討すること。

### (2) 多様な人材の参入促進

#### ①外国人介護人材の受入れ

- ・日本での生活に慣れ、就労に制限がない定住外国人等が介護分野へ参入しやすくなるよう、外国人就労・定着支援研修（介護コース）の実施地域を増やすなど、施策の充実に努めること。
- ・介護分野への技能実習生の受入れが円滑に進むよう、監理団体及び実習実施者等の実態や課題を随時把握・検証し、その結果を公表すること。
- ・外国人介護人材の受入は、各制度の趣旨に沿って進めることとされているが、各制度における受入の課題や好事例の紹介などについて、適切に情報提供を行うこと。
- ・外国人が介護福祉士国家試験を受験するに当たり、受験時間の延長や英語等多言語による受験を可能とするなど、資格を取得する際の配慮を行うこと。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において新たな在留資格創設の方針が示されているが、創設に当たっては、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中

間まとめ」(H27.2.4)において挙げられた「検討に当たっての基本的な視点」及び技能実習制度における課題等を踏まえ、十分な議論を行った上で制度設計を行うとともに、国の責任において受入環境の整備を行うこと。

## ②若年、障害者及び元気高齢者等の参入促進

- ・介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士を目指す若者の参入を促進するため、介護福祉士修学資金貸与に当たり、連帯保証人の確保が難しい学生を対象とした機関保証制度を創設するとともに、返還債務免除要件を緩和すること。
- ・介護現場の補助的業務を行う新たな担い手として期待できる障害者や元気高齢者等が参入しやすくなるよう、先進事例の紹介など、更に取り組を促進すること。
- ・他の福祉資格を有する者が介護福祉士等の資格取得をしやすくするなど、他の職種からの参入促進を図ること。

## (3) 資質の向上

- ・認定介護福祉士を法的に位置付けるとともに、介護職の専門性と役割分担を明確にし、専門性の高い人材配置に係る介護報酬上の評価を行うこと。
- ・介護実践力の指導やマネジメントなど、介護職の中核を担う認定介護福祉士を早期に養成するため、各都道府県における認定介護福祉士養成研修実施機関の設置を促進し、実施機関ごとに格差のない研修実現のための体制を整備すること。

## (4) 社会福祉法人等の運営基盤の整備

- ・処遇改善や人材育成等を目的として、複数法人が連携等による体制強化を図ることが可能となるような制度を構築すること。

## 2 介護従事者の処遇改善

- ・介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がること担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること。
- ・「新しい経済政策パッケージ」において示された、消費税増税に伴う処遇改善については、介護従事者全体の処遇改善を図ることを前提に、確実に実施すること。

## 3 労働環境の整備と業務負担軽減

### (1) 労働環境の整備

- ・人材確保等支援助成金や両立支援等助成金等を広く効果的に活用するため、労働局（介護労働安定センターを含む。）と福祉人材センターの連携など、事業者に対する周知及び相談・援助体制の強化を図ること。
- ・仕事と育児・介護の両立支援に係る休業・休暇制度の充実や雇用主の理解促進等を行うための環境を整備すること。

### (2) 業務負担軽減と効率化

- ・地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用した介護ロボット等導入支援特別事業については、十分な財源を確保した上で改めて実施すること。

- ・地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボット導入支援事業について、平成 30 年度から補助上限額の見直し及び対象機器の拡充が行われたところであるが、更なる拡充等を図ること。
- ・介護現場のニーズが十分反映され、有効に活用される介護ロボットが早期に介護現場に導入されるよう、研究機関や民間企業等による介護ロボットの技術の向上や技術開発の更なる加速化を図ること。
- ・介護現場における業務効率化による負担軽減を図るための I C T 導入が早期に実現されるよう、事務の標準化等の体制整備を加速化するとともに、I C T 導入を促進するための助成制度を創設すること。

#### **4 地域医療介護総合確保基金の財源確保と効果的な活用**

- ・地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、消費税増収分を原資とし、地域ごとの様々な実情に応じ、創意工夫を活かせる柔軟な仕組みを目指すという制度改革の趣旨のもと設置されたものである。  
こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて自主性を反映した事業執行を可能とするため、個別事業の実施要件の緩和や区分間流用など、弾力的な運用を可能とするとともに、長期的視点に立った継続的な取組となるよう、十分な財源を確保すること。
- ・効果的な活用事例を分析し、各都道府県においても取組が進むような情報を提供すること。